

マイナ受付について

2021年9月20日より、松浦歯科・矯正歯科でマイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました。

- ・ 就職や転職、引っ越しによる健康保険証の切り替えで、保険証が手元にない時期の受診でもマイナンバーカードを健康保険証として使えます。
- ・ 高額医療費の対象となる場合も、マイナ受付をして情報共有に同意していただければ手続きが簡略化できます。
- ・ 薬剤情報の閲覧機能を使えば、今まで使った薬の情報を共有でき、より適切な医療を受けることができます。



マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

**マイナンバーカードが
保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01
より良い医療が可能に！
初めての医療機関等でも、薬所情報等の閲覧機能を使えば、今までに比べて薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※同意していただく必要があり、医師・薬剤師・歯科医師の同意が必要です。

POINT 02
手続きなどで限度額以上の一時的な支払が不要に！
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！

医療機関等にマイナンバーカードを
マイナ受付

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは [マイナポータル](#)

